

国立大学法人東京外国語大学派遣学生規程

〔平成9年11月25日〕
制 定

改正 平成12年4月1日 平成16年12月28日規則第247号
平成20年3月25日規則第28号 平成21年3月31日規則第59号
平成24年3月27日規則第6号 平成26年3月25日規則第24号
平成31年3月19日規則第39号 平令和6年3月26日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則（以下「学則」という。）第25条第1項及び第2項の規定に基づき、他の大学等（外国の大学又は短期大学を含む。）における授業科目を履修し、又は国立大学法人東京外国語大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第21条、第29条及び第30条の規定に基づき、他の大学（外国の大学を含む。）の大学院等における授業科目を履修し、若しくは研究指導を受ける者の派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において「派遣学生」とは、本学が他の大学等及び他の大学の大学院等（以下「他大学等教育研究機関」という。）に派遣する学生をいう。

(協議)

第3条 学長は、派遣に際して、授業科目の範囲及び履修上必要な事項又は研究指導上必要な事項について、他大学等教育研究機関と協議を行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、外国の他大学等教育研究機関との事前協議を欠くことができる。

(派遣資格)

第4条 派遣資格は、言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部（以下「学部」という。）学生及び大学院総合国際学研究科（以下「大学院」という。）学生とする。

(派遣の志願)

第5条 派遣を志願する者は、国内における派遣の場合は学部にあつては言語文化学部長国際社会学部長又は国際日本学部長（以下「学部長」という。）に、大学院にあつては研究科長に、留学による派遣の場合は学長に願い出なければならない。

(派遣の決定)

第6条 前条の志願があるときは、学部教授会又は大学院教授会の議を経て学長、学部長又は研究科長が決定する。

(派遣期間)

第7条 学部及び大学院博士前期課程の学生が授業科目を履修する場合の派遣期間は、1年を超えないものとする。ただし、他大学等教育研究機関との協議により派遣期間を特別に定める場合は、この限りでない。

2 大学院博士前期課程の学生が研究指導を受ける場合の派遣期間は、大学院学則第21条第1項ただし書き及び第30条ただし書きに定める期間とする。

3 派遣期間は、本学の修業年限及び在学年限に算入する。

(学業成績証明書等の提出)

第8条 派遣学生は、派遣期間終了後1か月以内に、他大学等教育研究機関が発行する学業成績証明書又は本学所定の研究報告書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第9条 派遣学生がこの規程により修得した単位は、学則第25条並びに大学院学則第21条第2項及び第29条の規定により、本学において修得したものとして認定する。

(授業料)

第10条 派遣学生は、本学の学生として授業料を納付しなければならない。

(派遣の取消し)

第11条 学長、学部長又は研究科長は、派遣学生が次の各号の一に該当するときは、他大学等教育研究機関と協議の上、学部教授会又は大学院教授会の議を経て派遣を取り消すことができる。

(1) 履修の見込がないと認められるとき。

(2) 派遣学生として、他大学等教育研究機関の規則等に違反し、又はその本分に反する行為が認められるとき。

(3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、派遣学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成9年11月25日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

2 留学生に関する取扱要項（昭和48年1月17日制定）及び大学院留学生に関する取扱要項（昭和48年1月17日制定）は廃止する。

3 この規程の施行日前に留学中の者については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に大学院地域文化研究科に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日以前に在学する者及び同年4月1日以降に外国語学部に入学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。